

平成29年度 法人本部事業計画書

概 要

子どもを育てる環境が大きく変革する中で、国の制度や地域のニーズを的確に捉え、事業運営を展開していくことや中長期的な視点に立って運営していくことが社会福祉法人に求められます。法人は、利用される方また地域ニーズに応え、地域の子育ての拠点として地域住民の要望・期待に応えられるよう事業を展開していきます。

【法人全体事業】

(1) 安定的な法人運営の確立

安定的に法人運営ができるよう、各施設経営・人事労務管理などを短いスパンで考え、改善点は早急に見直しながら取り組んでいく。

財政基盤の安定化も図るために、各施設会計から法人本部会計への繰入を行う。

(2) 利用児童の権利擁護

子どもの養育に携わる法人役員をはじめ全職員が、子どもの人格・人権を尊重し、子どもたちの最善の利益を最優先とする養育・支援を目指す。子どもの権利擁護について法人全体で法令順守と倫理意識の高騰に努める。

(3) 各施設への内部監査を定期的実施する

各施設の内部監査を定期的に行い、5園の基本的な足並みをそろえる。また、本部と各施設の連携を強化し情報の共有化と施設運営の適正化に努める。事務会計についても、定期的な連絡会を開催し、適切な業務の遂行を図る。

(4) 職場環境の整備

優秀な人材を確保するためにも、「魅力ある職場、働き甲斐のある職場づくり」を法人全体で考える。労務管理などのライフワークバランス(仕事と生活の調和)にも配慮した環境整備に努める。

(5) 福利厚生

JTBベネフィットと契約し、全施設の職員の旅行時に宿泊費の助成などを行い、福利厚生の実施を図る。加入対象者は、週20時間以上勤務者とする。

法人全職員が一同に会し、意見交換また他事業所との親睦を深める機会を設ける。

(6) 資格取得のための支援

職員のやる気を伸ばす為、各資格取得の申し出があれば、できる限り支援する体制をとる。特に、認定こども園移行を見据え、幼稚園教諭資格未取得者の、資格取得支援を推進する。

(7) 行動計画の内容拡充

育児休業制度の対象児の年齢を小学校6年の始期まで引き上げ、主に女性労働者の就業上の悩みなどの解決に相談窓口を設置、また、所定外労働時間削減の為、月2回のノー残業デイを実施する。

(8) プラチナくるみんマークの取得

「子育てサポート企業」として厚生労働省が認定する「くるみんマーク」の認定を受けたことにより、さらに高い水準で継続的な取組を促進し、「プラチナくるみんマーク」の取得を目指す。

(9) 地域貢献の可視化

社会(地域)貢献活動を、地域ニーズに即し、また法人の特色が生かせるような形で提供していく。

(10) 社会福祉法人役員向け「賠償保険」加入

社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人役員個人が訴えられるケースが想定される。そのときに備え、また安心して役員就任していただけるよう賠償保険に加入する。

【法人本部事業】

(1) 職員の資質の向上

法人・施設の運営の根幹は職員であることから、職員の能力と資質の向上を図るため、外部の研修会へ積極的に参加させる。

(2) 顧問弁護士契約

法律関係の相談先として、弁護士事務所と顧問契約をする。